



福岡県からのお知らせ

中小企業に対する 年末相談窓口を開設します!!

～年末の資金繰りや中小企業金融円滑化法の
期限切れに不安がある方は是非相談ください～

国内需要の減少や円高の影響などにより、中小企業の皆様を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況となっております。

例年、年末は資金需要が急速に高まり、中小企業の皆様からの金融相談や融資申込み等が増加する傾向にあります。さらに、来年3月末には中小企業金融円滑化法の期限切れを控え、これに備えた中小企業の経営改善が急務となっております。

県をはじめ、信用保証協会、商工会議所・商工会などでは、年末金融相談窓口を開設いたします。県制度融資による資金調達、借り換え、貸付条件変更など資金繰りや中小企業金融円滑化法の期限切れ等に関するご相談をお受けいたします。是非ご利用ください。

【年末相談窓口・お問い合わせ先】

(1) 信用保証協会

○平日（12月3日（月）～28日（金））：本所営業部及び全支所にて対応（9時から19時まで）

○土日祝日（12月24日（振替休日）まで）：本所営業部で対応（9時から17時まで）

窓口	電話番号	所在地
本所営業部	092-415-2600	福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号
大濠支所	092-734-5923	福岡市中央区黒門2番28号
北九州支所	093-551-2634	北九州市小倉北区古船場町1番35号
久留米支所	0942-38-1022	久留米市日吉町24番24
筑豊支所	0948-22-3585	飯塚市吉原町6番12号
大牟田支所	0944-52-6011	大牟田市不知火町1丁目3番地4

(2) 商工部中小企業経営金融課 電話：092-643-3424（直通）

12月28日（金）の仕事納め後も30日（日）まで相談をお受けします。

(3) (財)福岡県中小企業振興センター 電話：092-622-5432（直通）

12月28日（金）の仕事納め後も30日（日）まで相談をお受けします。

(4) 商工会議所・商工会

最寄りの商工会議所・商工会へ直接お問い合わせください。

○緊急経済対策資金

(1) 融資対象

- ① 最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期と比較して5%以上減少している方
- ② 円高の影響で最近1ヶ月の売上高が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2ヶ月も同様に減少する見込みがある方
- ③ 緊急経済対策資金の借入残高を有する方 など

(2) 融資限度額 1億円以内

(3) 金利 1.4% (③の方は、1.6%)

(4) 保証料率 0.7% (③の方は、0.25~1.62%)

○中小企業金融円滑化法

- ・ 中小企業から債務の弁済に係る負担軽減の申込がなされた場合、金融機関は債務者の事業改善や再生の可能性を勘案しつつ、可能な限り条件変更に応じるよう努めなければならない。
- ・ 同法は、平成23年3月31日までの時限措置として平成21年12月に施行。これまでに2度延長され、平成25年3月31日が最終期限となっている。

○中小企業経営改善・金融サポート会議

中小企業金融円滑化法により返済条件の緩和を受け、経営改善が必要な中小企業の皆様に対する支援組織として、平成24年11月5日より相談受付を開始しました。

(主なサポート内容)

- ・ 税理士、中小企業診断士等の専門家を派遣し、経営改善計画の策定を支援します。
- ・ 複数の金融機関が意見調整を行い、返済額見直しなどの資金繰り支援を行います。

経営改善計画の策定方法を知りたい、計画を策定したが思うように実現できない等のお悩みをお持ちの方は、是非ご相談ください。

【サポート会議事務局】 福岡県信用保証協会 保証推進部 経営支援統括課

TEL 092-415-2604